

長崎県農林部 週休2日工事 試行要領の新旧対照表

改定後（令和4年12月版）	改定前（令和4年10月版）
<p style="text-align: center;">長崎県 農林部 週休2日工事 試行要領</p> <p><u>1. 目的</u> <u>2. 対象工事</u> <u>3. 用語の定義</u> <u>4. 試行方法</u> <u>5. 積算における措置</u> <u>6. 工事成績評定の取扱い</u> (1) 評価項目と評価方法 1) 週休2日が実施された場合には、別に定める「週休2日工事における工事成績評定の運用」の最新版により、評価を行う。</p> <p style="text-align: center;">[削除]</p> <p>2) 週休2日に取り組んだ結果、受注者の責において週休2日（4週6休以上）が実施できなかった場合であっても、減点評価は行わない。</p> <p><u>7. アンケートの実施</u> <u>8. 実施証明書</u> <u>9. その他</u></p>	<p style="text-align: center;">長崎県 農林部 週休2日工事 試行要領</p> <p><u>1. 目的</u> <u>2. 対象工事</u> <u>3. 用語の定義</u> <u>4. 試行方法</u> <u>5. 積算における措置</u> <u>6. 工事成績評定の取扱い</u> (1) 評価項目と評価方法 1) 週休2日が実施された場合には、工事成績評定審査項目別運用表の以下の項目にて評価を行う。</p> <p>—[主任監督員] 2. 施工状況—II. 工程管理 ■□⑧休日の確保を行っている。 ※4週6休以上で評価 □□⑩その他（理由：4週8休以上を実施） ※4週8休以上で評価</p> <p>—[主任監督員] 5. 創意工夫—I. 創意工夫—【その他】 □その他（理由：週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取り組みが図られている。） ※週休2日の確保の評価ではなく、企業として週休2日確保に向けた取り組みを行い、当該工事で4週8休を実施した場合に評価。</p> <p>—[担当課長] 2. 施工上状況—II. 工程管理 □④工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ※4週8休以上で評価 □⑦その他（理由：4週8休以上を実施） ※4週8休以上で評価</p> <p>2) 週休2日に取り組んだ結果、受注者の責において週休2日（4週6休以上）が実施できなかった場合であっても、減点評価は行わない。</p> <p><u>7. アンケートの実施</u> <u>8. 実施証明書</u> <u>9. その他</u></p>